

五所川原市立東峰小学校いじめ防止基本方針

2018.04.01 改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」）

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意すること。

【追加】 けんかであってもしっかりと調査して対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして校内で情報共有する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、**いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの**という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための**未然防止・早期発見・早期対応**に取り組む。

また、いじめ防止等に対する取り組みが適切に機能しているのかどうかを評価し、必要に応じて改善するというPDCAサイクルで実践する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・学級担任等（必要に応じて警察官や外部専門家等を追加するなど柔軟な体制とする）からなる、いじめ防止等の対策のための「**いじめ防止対策委員会**」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議等での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童（**生徒指導上気になる児童**）について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。（**やまなみ会**）また、日常的に児童の様子や変化を話題に出し情報交換することで、複数の教職員で児童を見守っていく体制づくりに努める。

(3) いじめ防止等に関する年間計画

| 学期 | 月 | 実施内容（教職員） | 実施内容（児童会等） |
|------|----|--|-------------------|
| 1 学期 | 4 | ・いじめ防止対策委員会の組織づくり | |
| | 5 | ・アセス（学校適応感尺度）実施（3～6年） | |
| | 6 | ・生活，いじめに関するアンケート実施 ・教育相談週間（生活・いじめ） ・アセス集計及び分析 | ・いじめ予防ポスター制作 |
| 夏休み | | ・指導の反省と2学期の取り組み | |
| 2 学期 | 8 | | ・校内いじめ防止標語コンテスト審査 |
| | 9 | | ・校内いじめ防止標語コンテスト表彰 |
| | 11 | ・アセス（学校適応感尺度）実施（3～6年） ・生活，いじめに関するアンケート実施 ・教育相談週間（生活・いじめ） | |
| | 12 | ・アセス集計及び分析 | |
| 冬休み | | ・指導の反省と3学期の取り組み | |
| 3 学期 | 2 | ・アセス（学校適応感尺度）実施（3～6年） ・生活，いじめに関するアンケート実施 ・教育相談週間（生活・いじめ） | |
| | 3 | ・アセス集計及び分析 ・1年間の指導の反省と次年度の取り組み | |
| 通年 | | ・SCを利用した相談 | |

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 学級経営の充実

- ・日常の児童の様子や保護者からの情報（**個人指導票への記録**）及び「いじめに関するアンケート」（**相談アンケート**）の結果を生かし，児童の実態を十分把握して，よりよい学級経営に努める。
- ・分かる，できる授業及び生徒指導の三機能（**①自己存在感・自己有用感を与える。②共感的人間関係を育成する。③自己決定の場を与える。**）を生かした授業実践に努め，児童一人一人が成就感や充実感をもてるよう努める。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して，豊かな心の育成に努める。
- ・すべての教育活動において道徳教育を実践し，人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- ・学期ごとの「いじめに関するアンケート」やアセスを実施，分析を行い，児童一人一人の理解や学級全体の実態把握に努め，学級担任による教育相談を効果的に行う。

- ・定期の教育相談（6月・11月・2月）以外にも随時相談できる雰囲気，体制づくりに努める。
- ・市スクールカウンセラーや県スクールカウンセラーを有効に活用し，児童等の悩みについて対応できる体制づくりに努める。

（4）縦割り班活動の実施

- ・縦割り班活動の中で協力したり，強調したりすることを学習し，人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

（5）インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・全校児童のインターネット等に関する使用状況の把握（**生活アンケート**）に努めるとともに，情報モラル教育を充実させる。

（6）学校相互間の連携協力体制の整備

- ・中学校との学区教育研究会において情報交換や学習交流会を行うとともに，認定こども園や保育所との情報交換を密にする。

（7）校内研修の充実

- ・事例研修や専門家を講師とした研修会を実施することで，教職員の資質向上に努める。（**昨年度：アセス研修会実施**）

4 いじめ早期発見のための取り組み

（1）保護者や地域，関係機関との連携

- ・児童や保護者との信頼関係を築き，円滑な連携を図るとともに，児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・保護者からの相談には，家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・必要に応じて，家庭福祉課，教育委員会，中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- ・地域においては，子供を温かく見守る環境づくりを求め，子供の孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を促す。

（2）行動観察・ノート指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子を観察したり，個人ノートなどから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合，速やかに管理職に報告し，事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は，「いじめ防止対策委員会」を開き，対応を協議する。
- ・いじめをやめさせるとともに，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童の心のケアのために，スクールカウンセラー等を活用するとともに，対象児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは，保

護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- ・ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる
- ・ 暴行や障害等犯罪行為として取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 いじめ解消の定義

- ・ いじめ解消は「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
なお、調査しないまま重大事態ではないと断言しないこと。

(いじめ防止対策推進法より)

(2) 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。
- ・ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織(いじめ防止対策委員会)を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

基本方針やこれらの調査の指針が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法、基本方針及び調査の指針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生している。

→課題・現状があるためガイドラインを策定

文部科学省 HP より

